

法人間連携協定書

本法人間連携協定に参加する法人（以下「参加法人」という。）は、次のとおり法人間連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、参加法人が相互に緊密な連携を図り、参加法人が有する人材や情報・ネットワークなどの資源を活用しながら、良質な福祉サービスの提供と参加法人の経営基盤の強化に向けた円滑な連携と対応を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 参加法人は次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- （1）人材交流に関すること。
- （2）研修に関すること。
- （3）災害時における法人間相互の対応に関すること。
- （4）前号各号に掲げるもののほか、参加法人が必要と認める事項に関すること。

2 参加法人は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、全法人が合意の上、決定するものとし、詳細は別添に定めるものとする。

（事務局の設置）

第3条 本協定の運営に係る事務局を社会福祉法人昭和会に置くこととする。

（機密の保持）

第4条 参加法人は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定で協議・決定した事項や事前に情報提供元の承諾を得た場合、参加法人以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 参加法人のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発し、参加法人から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書を参加法人分作成し、参加法人が記名押印の上、各自1通を保有する。

附則 1 この協定は令和2年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日に締結された協定は、これを廃止する。

3 令和6年3月5日改正 第3条(事務局の設置)を追加

令和6年3月6日

参加法人

高知県高知市神田 1637 番地 4

社会福祉法人 昭和会

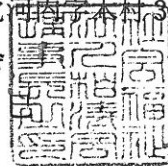
理事長 山崎 隆



徳島県海部郡美波町北河内字木村 344 番地 1

社会福祉法人 柏涛会

理事長 市塚 克



愛媛県松山市福角町甲 1829 番地

社会福祉法人 福角会

理事長 芳野 道子



愛媛県大洲市市木 1215 番地

社会福祉法人 大洲育成会

理事長 澤井 尚

